

2014年8月6日

< 声 明 >

「集団的自衛権」の行使容認に抗議する

市民自らの政策を持とう会

「日本国憲法」の前文は、平和のうちに生存する権利を確認し、第9条は、武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄し、戦力の不保持と交戦権は認めないことを定めました。国民は、軍事力によらない恒久平和主義を支持し、憲法を愛し70年も守ってきました。

ところが政府は、「普通の国を目指す」と称して、憲法を変えることなく、閣議決定で解釈を変更することによって、「集団的自衛権」行使の容認に踏み切りました。

さらに、閣議決定後は、「自衛隊法」等の関連個別法を変えて、ガイドライン（日米防衛協力のための指針）再改定による日米同盟の強化を推し進めようとしています。強引に、米国と肩を並べて戦争に参加できる日本にしようとしているのです。

憲法は、日本の最高法規です。しかし政府は、首相や国務大臣には憲法第99条により憲法尊重義務が課されているにもかかわらず、国民の意思を問う手続きを経ることなく、閣議のみで、国の基本原理を変更してしまったのです。このことは明らかに憲法に違反する行為であると同時に、国民主権を無視し、立憲主義を否定する暴挙と言わざるを得ません。

世界各国は、緊密な経済・文化的依存関係を築きつつあります。軍事力に頼るのではなく、世界でも先駆的な憲法第9条を積極的に活かし、武力によらないで国際紛争を解決することによって、世界平和に貢献することこそ、日本の進むべき正しい道です。

私たちは、憲法解釈の変更による「集団的自衛権」の行使に全面的に反対します。

声明作成に参加した人（50音順）

| | | | |
|------|---------|------|-------|
| 稲生 慧 | 岩国市岩国 | 津田利明 | 岩国市桂町 |
| 井原勝介 | 岩国市今津 | 南部博彦 | 岩国市平田 |
| 河井弘志 | 周防大島町日前 | 平岡秀夫 | 岩国市楠町 |
| 白木茂美 | 岩国市平田 | 藤川俊雄 | 岩国市平田 |

市民自らの政策を持とう会

<http://www.seisaku1341motou.sakura.ne.jp>

連絡先 742-2804 山口県大島郡周防大島町日前 1039 河井弘志 TEL:0820-73-0198
741-0062 山口県岩国市岩国 4-9-8 稲生 慧 TEL:0827-43-4150